

○厚生労働省告示第百一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

- | | | |
|-------|-----------------------|---|
| (574) | 第八号中
ドルテグラビル | (627)を
(635)とし、
(567)から
(626)までを
(575)から
(634)までとし、
(566)を
(573)とし、
その次に次のように加える。 |
| (637) | 第八号中
バルサルタン・シルニジピン | (677)を
(686)とし、
(629)から
(676)までを
(638)から
(685)までとし、
(628)を
(636)とし、
その次に次のように加える。 |
| (688) | 第八号中
ファビピラビル | (715)を
(725)とし、
(679)から
(714)までを
(689)から
(724)までとし、
(678)を
(687)とし、
その次に次のように加える。 |
| (727) | 第八号中
プラスチック | (938)を
(949)とし、
(717)から
(937)までを
(728)から
(948)までとし、
(716)を
(726)とし、
その次に次のように加える。 |
| (951) | 第八号中
ルセオグリフロジン | (974)を
(986)とし、
(940)から
(973)までを
(952)から
(985)までとし、
(939)を
(950)とし、
その次に次のように加える。 |

- (17) 第八号中 (16) の次に次のように加える。
 アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩
- (19) 第八号中 (64) を (66) とし、(18) から (63) までを (20) から (65) までとし、
 アスピリン・ランソプラゾール (17) を (18) とし、その次に次のように加える。
- (68) 第八号中 (179) を (182) とし、(66) から (178) までを (69) から (181) までとし、
 アリスキレンフマル酸塩・アムロジピンベシル酸塩 (65) を (67) とし、その次に次のように加える。
- (184) 第八号中 (453) を (457) とし、(181) から (452) までを (185) から (456) までとし、
 エンザルタミド (180) を (183) とし、その次に次のように加える。
- (459) 第八号中 (537) を (542) とし、(455) から (536) までを (460) から (541) までとし、
 ダパグリフロジンプロピレングリコール (454) を (458) とし、その次に次のように加える。
- (544) 第八号中 (556) を (562) とし、(539) から (555) までを (545) から (561) までとし、
 トホグリフロジン (538) を (543) とし、その次に次のように加える。
- (564) 第八号中 (565) を (572) とし、(558) から (564) までを (565) から (571) までとし、
 トリフルリジン・チピラシル塩酸塩 (557) を (563) とし、その次に次のように加える。